

平成十六年総務省令第十五号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 登録認定機関
第一節 技術基準適合認定（第四条—第十八条）
第二節 端末機器の設計についての認証（第十九条—第二十四条）
第三章 承認認定機関
第一節 技術基準適合認定（第二十五条—第三十四条）
第二節 端末機器の設計についての認証（第三十五条—第四十条）
第四章 特定端末機器の技術基準適合自己確認（第四十一条—第四十四条）
第五章 登録修理業者（第四十五条—第五十三条）
第六章 雑則（第五十四条）

- 附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この規則は、端末機器の技術基準適合認定等に関する事項を定めることを目的とする。（用語）
第二条 この規則において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。（対象とする端末機器）
第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。

- 一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信設備の用に供するものをいう。以下同じ。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入力し出力するものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用す

るものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、フアクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器（第三号に掲げるものを除く。）
二 インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）
三 インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送業務番号を使用し提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される端末機器
四 無線呼出用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うことを目的とする電気通信業務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器
五 総合デジタル通信用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は映像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信業務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器
六 専用通信回線設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信業務の用に供するものをいう。）又はデジタルデータ伝送用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、デジタル方式により専ら符号又は映像の伝送交換を目的とする電気通信業務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器
法第六十三条第一項に規定する特定端末機器は、前項に規定する端末機器とする。ただし、

端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれがあるものとして、総務大臣が別に告示で定めるものを除く。

第二章 登録認定機関
第一節 技術基準適合認定
（事業の区分）
第四条 法第八十六条第一項の総務省令で定める事業の区分は、次のとおりとする。
一 通話の用に供する端末機器
二 前号以外の端末機器
（登録の申請）
第五条 法第八十六条第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

法第八十六条第三項の技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）
二 技術基準適合認定のための審査に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の保守及び管理並びに法第八十七条第一項第二号の校正又は校正（以下「校正等」という。）の計画
三 技術基準適合認定の業務の実施の方法
四 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
法第八十六条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
一 定款の謄本及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類）
二 登録の申請に関する意思の決定を証する書類
三 法第八十七条第二項各号に該当しないことを示す様式第三号の書類
四 認定員が別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類
五 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器等の借入れに関する契約書又は当該借入れが確実に行われることを示す書類の写し
六 別表第一号及び別表第二号に定める試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、第八條第二項各号の事項に係る受託者との取決

めの内容を記載した書類の写し又はその委託に係る計画を記載した書類
七 申請者が法人である場合は、役員の名義及び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類並びに法第八十七条第一項第三号のいずれかに該当するものでないことを示す書類
八 その他他参考となる事項を記載した書類
（法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める事項）
第五条の二 法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 測定器その他の設備 (Measurement equipment and other equipment) and 期間 (Period). The table lists various types of equipment like voltage current meters, digital-to-analog converters, and digital-to-digital converters, along with their respective validity periods.

第六条 登録認定機関の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。
第五条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
（登録認定機関の氏名又は名称等の変更の届出）
第七条 登録認定機関は、法第九十条第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第四号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該登録を変更するものとする。

2

端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれがあるものとして、総務大臣が別に告示で定めるものを除く。

第二章 登録認定機関
第一節 技術基準適合認定
（事業の区分）
第四条 法第八十六条第一項の総務省令で定める事業の区分は、次のとおりとする。
一 通話の用に供する端末機器
二 前号以外の端末機器
（登録の申請）
第五条 法第八十六条第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

法第八十六条第三項の技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）
二 技術基準適合認定のための審査に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の保守及び管理並びに法第八十七条第一項第二号の校正又は校正（以下「校正等」という。）の計画
三 技術基準適合認定の業務の実施の方法
四 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
法第八十六条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
一 定款の謄本及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類）
二 登録の申請に関する意思の決定を証する書類
三 法第八十七条第二項各号に該当しないことを示す様式第三号の書類
四 認定員が別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類
五 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器等の借入れに関する契約書又は当該借入れが確実に行われることを示す書類の写し
六 別表第一号及び別表第二号に定める試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、第八條第二項各号の事項に係る受託者との取決

めの内容を記載した書類の写し又はその委託に係る計画を記載した書類
七 申請者が法人である場合は、役員の名義及び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類並びに法第八十七条第一項第三号のいずれかに該当するものでないことを示す書類
八 その他他参考となる事項を記載した書類
（法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める事項）
第五条の二 法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 測定器その他の設備 (Measurement equipment and other equipment) and 期間 (Period). The table lists various types of equipment like voltage current meters, digital-to-analog converters, and digital-to-digital converters, along with their respective validity periods.

第六条 登録認定機関の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。
第五条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
（登録認定機関の氏名又は名称等の変更の届出）
第七条 登録認定機関は、法第九十条第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第四号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該登録を変更するものとする。

2

(技術基準適合認定のための審査等)
第八条 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 登録認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。
一 委託する試験の範囲及びそれに係る端末機器の種類
二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備)ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用し試験が行われること

三 別表第一号に定める試験の方法と同じ方法によつて試験が行われることの確認に関する事項
四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項
五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
七 その他試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

3 登録認定機関は、法第九十二条第一項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。
一 技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 技術基準適合認定を受けた端末機器の種類
三 技術基準適合認定を受けた端末機器の名称
四 技術基準適合認定番号
五 技術基準適合認定をした年月日

4 法第九十二条第二項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

5 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者は、技術基準適合認定を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第三項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
一 変更した事項
二 変更した年月日
三 総務大臣は、前項の届出が第四項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

7 登録認定機関は、技術基準適合認定を受けた者が不正な手段により当該技術基準適合認定を受けたことを知つたとき又は認定員が法第五十三条第一項若しくは法第九十一条第二項の規定に違反して技術基準適合認定のための審査を行ったことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
(技術基準適合認定の拒否の通知)

第九条 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもつて当該技術基準適合認定を求めた者に通知しなければならない。
(表示)

第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理である端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
三 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付すことが困難又は不合理である製品にあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)
二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付す場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。
(役員等の選任及び解任の届出)

第十一条 登録認定機関は、法第九十三条の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第八号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
一 選任若しくは解任した役員又は認定員の氏名並びに認定員の選任の場合にあつては、その者が技術基準適合認定の業務を行う事務所

二 選任又は解任の理由
三 選任又は解任した年月日
四 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 役員

の選任の届出の場合にあつては、その者の過去二年間の経歴を記載した様式第二号

の書類及び法第八十七条第一項第三号のいずれかに該当するものでないことを示す書類
二 認定員の選任の届出の場合にあつては、その者が法別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類
(業務規程の記載事項)

第十二条 法第九十四条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 登録に係る事業の区分
二 技術基準適合認定の業務を行う時間及び休日に関する事項
三 技術基準適合認定の業務を行う事務所に関する事項
四 技術基準適合認定の業務の実施の方法(第八条第二項各号に掲げる事項を含む。)及びその公開の方法に関する事項
五 他者に試験の全部又は一部を委託する場合は、次に掲げる事項
イ 受託者の氏名又は名称及び住所
ロ 第八条第二項各号に掲げる事項の閲覧等の方法に関する事項
ハ 手数料の額及びその収納の方法に関する事項

七 認定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
八 技術基準適合認定の業務に関する秘密の保持に関する事項
九 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
十一 その他技術基準適合認定の業務の実施に關し必要な事項
(業務規程の届出)

第十三条 登録認定機関は、法第九十四条前段の届出をしようとするときは、様式第九号の届出書に業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
2 登録認定機関は、法第九十四条後段の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十号の届出書に変更後の業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第十四条 法第九十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第九十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録認定機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)
第十五条 法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 技術基準適合認定を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 二 技術基準適合認定の求めに係る書類の受理年月日
- 三 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の種類及び設計
- 四 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の名称及び製造番号
- 五 技術基準適合認定のための審査を行った際に用いた試験方法
- 六 技術基準適合認定のための審査を行った際

に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号に該当する場合又は、その測定器等を較正等した製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七 審査の経過(試験にあつては、試験結果を含む。)及び結果

八 技術基準適合認定番号及び技術基準適合認定をした年月日

2 法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から十年間保存しなければならない。

3 前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(技術基準適合認定の業務の休業止の届出)
第十六条 登録認定機関は、法第九十九条第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十一号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする技術基準適合認定の業務の範囲
- 二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
- 三 休止又は廃止の理由

(技術基準適合認定の業務の引継ぎ)
第十七条 登録認定機関は、法第二百二条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 技術基準適合認定の業務を総務大臣に引き継ぐこと。
- 二 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他総務大臣が必要と認める事項(公示)

第十八条 法第五十五条第二項、法第九十条第一項及び第三項、法第九十九条第三項、法第一百条第三項並びに法第二百二条第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

第二節 端末機器の設計についての認証(設計認証のための審査等)
第十九条 登録認定機関は、その登録に係る設計認証を行うべきことを求められたときは、別表第二号に定めるところにより審査を行わなければならない。

号」とあるのは「別表第二号」と読み替えるものとする。

3 登録認定機関は、法第一百三十三条において準用する法第九十二条第一項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類
- 三 設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称
- 四 設計認証番号
- 五 設計認証をした年月日

4 法第一百三十三条において準用する法第九十二条第二項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。)によつて行うものとする。

5 認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第三項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該端末機器の取扱いを終了してるときは、この限りでない。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日

6 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第四項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

7 登録認定機関は、認証取扱業者が不正な手段により設計認証を受けたことを知つたとき又は認定員が法第五十六条第二項若しくは法第一百三十三条において準用する法第九十一条第二項の規定に違反して設計認証のための審査を行ったことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

8 登録認定機関は、法第五十七条第一項の認証設計に基づく端末機器が法第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)に適合していないことを知つたときは、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(設計認証の拒否の通知)
第二十条 登録認定機関は、その登録に係る設計認証を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって当該設計認証を求めた者に通知しなければならない。

(検査記録の作成等)
第二十一条 法第五十七条第二項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 検査に係る設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

2 前項の検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。

3 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)
第二十二条 法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理である端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)
- 二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
- 三 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示

方法によるものとする。

は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付すことが困難又は不合理である製品にあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付す場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（準用）

第二十三条 第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定は登録認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について、第十五条の規定は登録認定機関が設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第十一条第一項中「法第九十三条」とあるのは「法第九十三条において準用する法第九十三条」と、第十二条第四号及び第五号口中「第八号第二項各号」とあるのは「第八号第二項各号（第十九条第二項において準用する場合を含む。）」と、第十五条第一項及び第二項中「法第九十六条」とあるのは「法第九十六条において準用する法第九十六条」と、同条第一項第四号中「端末機器の名称及び製造番号」とあるのは「設計に基づく端末機器の名称」と、第十六条中「法第九十九条第一項」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十九条第一項」と、第十七条中「法第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十九条」と読み替えるものとする。

二条第三項」とあるのは「法第九十三条において準用する法第九十三条」と読み替えるものとする。

（公示）

第二十四条 法第六十条第二項、法第六十一条において準用する法第五十五条第二項及び法第六十二条第四項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 法第九十三条において準用する法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

第三章 承認認定機関

第一節 技術基準適合認定（承認の申請）

第二十五条 法第四十条第一項の承認を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するところにより申請を行う場合は、この限りでない。

2 法第四十条第四項において準用する法第八十六条第三項の規定により添付する技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）
二 技術基準適合認定のための審査に用いる測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画
三 技術基準適合認定の業務の実施の方法
四 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

3 法第四十条第四項において準用する法第八十六条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
一 定款の謄本及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が個人である場合は、過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類）
二 承認の申請に関する意思の決定を証する書類
三 法第四十条第四項において準用する法第八十七条第二項各号に該当しないことを示す様式第三号の書類
四 認定員が法別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類
五 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器等の借入れに関する契約書又は当該借入れが確実に行われることを示す書類の写し

六 別表第一号及び別表第二号に定める試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、第八条第二項各号の事項に係る受託者との取決めの内容を記載した書類の写し又はその委託に係る計画を記載した書類

七 申請者が法人である場合は、役員の名及び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類並びに法第四十条第四項において準用する法第八十七条第一項第三号のいずれかに該当するものでないことを示す書類

八 申請者が外国の法令に基づく端末機器の検査に関する制度で技術基準適合認定の制度に類するもの（以下「外国検査制度」という。）に基づいて端末機器の検査、試験等を行う者であることを示す書類

九 外国検査制度の概要を記載した書類
十 外国検査制度に基づく端末機器の検査、試験等の業務その他の現に行っている業務の概要を記載した書類
十一 その他参考となる事項を記載した書類

第二十六条 承認認定機関は、法第四十条第四項において準用する法第九十条第二項の届出をしたようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第四号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

（技術基準適合認定のための審査等）
第二十七条 承認認定機関は、その承認に係る技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 承認認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。
一 委託する試験の範囲及びそれに係る端末機器の種類
二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げた日の属する月の翌月（その較正等を受けた日の属する月の翌月）一日から起算して一年（第五条の二の測定器

その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三 別表第一号に定める試験の方法と同じ方法によつて試験が行われることの確認に関する事項

四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項

五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項

六 試験に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

七 その他試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

3 承認認定機関は、法第四十条第四項において準用する法第九十二条第一項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。
一 技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 技術基準適合認定を受けた端末機器の種類
三 技術基準適合認定を受けた端末機器の名称
四 技術基準適合認定番号
五 技術基準適合認定をした年月日

4 法第四十条第四項において準用する法第九十二条第二項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

5 承認認定機関による技術基準適合認定を受けた者は、技術基準適合認定を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第三項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
一 変更した事項
二 変更した年月日

6 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第四項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

7 承認認定機関は、技術基準適合認定を受けた者が不正な手段により当該技術基準適合認定を

受けたことを知ったとき又は認定員が法第四百条第四項において準用する法第五十三条第一項若しくは法第四百条第四項において準用する法第九十一条第二項の規定に違反して技術基準適合認定のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(技術基準適合認定の拒否の通知)

第二十八条 承認認定機関は、その承認に係る技術基準適合認定を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって当該技術基準適合認定を求めた者に通知しなければならない。

(表示)

第二十九条 法第四百条第四項において準用する法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理である端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付すことが困難又は不合理である製品にあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(業務規程の記載事項)

第三十条 法第四百条第四項において準用する法第九十四条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 承認に係る事業の区分
二 技術基準適合認定の業務を行う事務所に關する事項
三 技術基準適合認定の業務の実施の方法(第二十七条第二項各号に掲げる事項を含む。)

四 他の者に試験の全部又は一部を委託する場合は、次に掲げる事項
イ 受託者の氏名又は名称及び住所
ロ 第二十七条第二項各号に掲げる事項の閲覧等の方法に關する事項

五 認定員の選任及び解任並びにその配置に關する事項
六 技術基準適合認定の業務に關する帳簿及び書類の管理に關する事項
七 その他技術基準適合認定の業務の実施に關し必要な事項

(業務規程の届出)

第三十一条 承認認定機関は、法第四百条第四項において準用する法第九十四条前段の届出をしようとするときは、様式第九号の届出書に業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 承認認定機関は、法第四百条第四項において準用する法第九十四条後段の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十号の届出書に変更後の業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

(帳簿)

第三十二条 法第四百条第四項において準用する法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 技術基準適合認定を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 技術基準適合認定の求めに係る書類の受理年月日
三 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の種類及び設計

四 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の名称及び製造番号
五 技術基準適合認定のための審査を行った際に用いた試験方法
六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)

及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七 審査の経過(試験にあつては、試験結果を含む。)

八 技術基準適合認定番号及び技術基準適合認定をした年月日
九 法第四百条第四項において準用する法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から十年間保存しなければならない。

3 前項の規定による帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるものではない。

(技術基準適合認定の業務の休廃止の届出)
第三十三条 承認認定機関は、法第四百条第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十一号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止した技術基準適合認定の業務の範囲
二 休止又は廃止した年月日及び休止した場合はその期間
(公示)

第三十四条 法第四百条第三項、同条第四項において準用する法第五十五条第二項並びに法第九十条第一項及び第三項並びに法第五十五条第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 法第四百条第四項において準用する法第九十条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。
第二節 端末機器の設計についての認証(設計認証のための審査等)

第三十五条 承認認定機関は、その承認に係る設計認証を行うべきことを求められたときは、別表第二号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の設計認証について準用する。この場合において、「別表第一号」とあるのは「別表第二号」と読み替えるものとする。
3 承認認定機関は、法第四百条第七項において準用する法第九十二条第一項に規定する報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類
三 設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称
四 設計認証番号
五 設計認証をした年月日

4 法第四百条第七項において準用する法第九十二条第二項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。
5 承認認定機関による設計認証を受けた者は、認証設計に基づく端末機器について検査を最後

に行った日から起算して十年を経過するまでの間、第三項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日

6 総務大臣は、前項の届出が第四項の公示の内容に変更を及ぼすものである場合には、その変更の内容を公示するものとする。

7 承認認定機関は、設計認証を受けた者が不正な手段により設計認証を受けたことを知ったとき又は認定員が法第四十条第七項において準用する法第五十六条第二項若しくは法第四十条第七項において準用する法第九十一条第二項の規定に違反して設計認証のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第三十六条 承認認定機関は、その承認に係る設計認証を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって当該設計認証を求めた者に通知しなければならない。

(検査記録の作成等)

第三十七条 法第四十条第七項において準用する法第五十七条第二項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 検査に係る設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

3 前項の検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。

3 前項の規定による検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第三十八条 法第四十条第七項において準用する法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所(当該表

示を付すことが困難又は不合理である端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができようにする方法

三 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができようにする方法

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付すことが困難又は不合理である製品にあっては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができようにする方法

三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができようにする方法

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(準用)

第三十九条 第三十条、第三十一条及び第三十三条の規定は承認認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について、第三十二条の規定は承認認定機関が設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第三十条から第三十二条までの規定中「法第四十条第四項」とあるのは「法第四十条第七項」と、第三十条第三号及び第四号ロ中「第二十七号第二項各号」とあるのは「第二十七号第二項各号(第三十五条第二項において準用する場合を含む。）」と、第三十二条第一項第四号中「端末機器の名称及び製造番号」とあるのは「設計に基づく端末機器の名称」と、第三十三条中「法第四十条第二項」とあるのは「法第四十条第七項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

業務及び設計認証の業務を行う場合について、第三十二条の規定は承認認定機関が設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第三十条から第三十二条までの規定中「法第四十条第四項」とあるのは「法第四十条第七項」と、第三十条第三号及び第四号ロ中「第二十七号第二項各号」とあるのは「第二十七号第二項各号(第三十五条第二項において準用する場合を含む。）」と、第三十二条第一項第四号中「端末機器の名称及び製造番号」とあるのは「設計に基づく端末機器の名称」と、第三十三条中「法第四十条第二項」とあるのは「法第四十条第七項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

40 法第四十条第七項において準用する法第五十五条第二項、法第六十条第二項及び法第六十二条第四項の公示は、官報で告示することによって行う。

2 法第四十条第七項において準用する法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

第四章 特定端末機器の技術基準適合自己確認等

第四十一条 製造業者又は輸入業者は、法第六十三条第二項の技術基準適合自己確認を行うおとすときは、別表第四号に定めるところにより検査を行わなければならない。

2 製造業者又は輸入業者は、法第六十三条第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 特定端末機器の名称

二 特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入業者にあつては、特定端末機器の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)

三 第一項の検査の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)

及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

3 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。

4 法第六十三条第四項の検査に係る記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出番号
- 二 特定端末機器の設計
- 三 試験を行った際に用いた試験方法
- 四 試験用プログラム、コネクタその他の試験の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項
- 五 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び別表第四号二(2)の取決め事項
- 六 検査の経過(試験にあつては、試験結果を含む。)

前項の検査に係る記録は、その検査に係る法第六十四条第二項の検査を最後に行った日から十年間保存しなければならない。

6 前項の検査に係る記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

7 届出業者は、法第六十三条第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、同条第三項第五号に係る届出にあつては、第二項第一号及び第二号に係る届出に限る。

一 変更した事項

二 変更した年月日

三 変更の理由

8 届出業者は、法第六十三条第三項第四号に係る変更の届出をしようとするときは、あらかじめ別表第四号三に従い確認の方法の検証を行い、検証に係る記録を作成するとともに、変更後の技術基準適合自己確認に係る確認方法書の全文を添付して総務大臣に届け出なければならない。

及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

3 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。

4 法第六十三条第四項の検査に係る記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出番号
- 二 特定端末機器の設計
- 三 試験を行った際に用いた試験方法
- 四 試験用プログラム、コネクタその他の試験の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項
- 五 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び別表第四号二(2)の取決め事項
- 六 検査の経過(試験にあつては、試験結果を含む。)

前項の検査に係る記録は、その検査に係る法第六十四条第二項の検査を最後に行った日から十年間保存しなければならない。

6 前項の検査に係る記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

7 届出業者は、法第六十三条第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、同条第三項第五号に係る届出にあつては、第二項第一号及び第二号に係る届出に限る。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

8 届出業者は、法第六十三条第三項第四号に係る変更の届出をしようとするときは、あらかじめ別表第四号三に従い確認の方法の検証を行い、検証に係る記録を作成するとともに、変更後の技術基準適合自己確認に係る確認方法書の全文を添付して総務大臣に届け出なければならない。

9 第四項(第一号及び第六号に限る。)、第五項及び第六項の規定は、前項の検証に係る記録に準用する。

10 法第六十三條第五項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る設計に基づく特定端末機器について検査を最後にを行った日から起算して十年を経過するまでの期間とする。ただし、当該特定端末機器の製造又は輸入を終了しているときは、この限りでない。

11 法第六十三條第六項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 届出業者の氏名又は名称
二 特定端末機器の種類
三 特定端末機器の名称
四 届出番号
五 法第六十三條第三項の届出の年月日
(検査記録の作成)

第四十二條 法第六十四條第二項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一 検査を行った特定端末機器に係る届出番号
二 検査を行った年月日及び場所
三 検査を行った責任者の氏名
四 検査の方法
五 検査の結果

2 前項の検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。
3 前項の規定による検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。
(表示)

第四十三條 法第六十五條の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理である特定端末機器にあつては、当該特定端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)
二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器に電磁的方法により記録し、当該特定端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該特定端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
2 法第六十八條の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することができる表示は、容易に識別することができるものであること。
一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付すことが困難又は不合理である製品にあつては、当該製品の見やすい箇所に付す方法)
二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
3 第一号第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により特定端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。
(公示)

第四十四條 法第六十六條第二項、法第六十七條第二項及び法第六十八條において準用する法第五十五條第二項の公示は、官報で告示することによって行う。
2 法第六十三條第六項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。
第五章 登録修理業者
第四十五條 法第六十八條の三第一項の登録を受けようとする者は、様式第十五号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。
2 法第六十八條の三第三項の修理方法書(以下「修理方法書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 修理の手順
二 修理の確認の手順
三 前号に規定する修理の確認に使用する測定器等の名称又は型式及び製造業者名(修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除く。)
四 前号に規定する測定器等の保守及び管理並びに校正等の計画(修理する特定端末機器の試験の全部を委託する修理の場合を除く。)
五 第二号に規定する修理の確認において、修理する特定端末機器の試験の全部又は一部を委託する場合は、別表第六号第三項(1)から(4)までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画
六 製造業者との契約等により修理する特定端末機器の技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号(以下「技術基準適合認定番号等」という。)に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容
七 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項
八 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続
3 法第六十八條の三第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類及び様式第十六号の誓約書とする。
一 別表第七号に掲げる修理体制、管理体制等の管理に関する事項
二 前号に掲げる事項のほか、特定端末機器の修理に関し参考となる事項
4 第二項第二号の修理の確認の手順は、別表第六号に定めるところによるものとする。
(妨害を与えるおそれのない修理の方法の基準等)

第四十六條 法第六十八條の四第一項第一号の総務省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。
一 修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカー、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であつて、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれのないものであること。
2 同等の部品を用いるものであること。
三 前二号の規定にかかわらず、製造業者との間の契約等に基づき設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること。
2 特定端末機器の修理の方法は、修理方法書に記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。
3 前条第二項第一号の修理の手順においては、特定端末機器の修理における当該特定端末機器に記録された情報の漏えいの防止のための措置その他情報の管理及び取扱いの方法が明らかでなければならない。
(変更登録)

第四十七條 法第六十八條の六第一項の変更登録を受けようとする登録修理業者は、様式第十七号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。
2 法第六十八條の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、修理する特定端末機器の範囲を縮小するものとする。
(通知)
第四十八條 総務大臣は、法第六十八條の三第一項の登録をしたときは、その旨及び登録番号を当該登録の申請をした者に通知するものとする。
2 総務大臣は、法第六十八條の六第一項の変更登録をしたときは、その旨を当該変更登録の申請をした者に、通知するものとする。
(変更の届出)
第四十九條 登録修理業者は、法第六十八條の六第四項の届出をしようとするときは、様式第十八号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、届出者が法人の場合であつて、役員に変更があるときは、様式第十六号の誓約書を添付しなければならない。
2 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、登録を変更するものとする。
(修理及び修理の確認の記録等)
第五十條 法第六十八條の七第二項の修理及び修理の確認の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一 技術基準適合認定番号等、製造番号その他修理した特定端末機器を特定できる番号
二 修理及び修理の確認の年月日
三 修理及び修理の確認を行った責任者の氏名
四 修理及び修理の確認の内容

2 前項の修理及び修理の確認の記録は、当該修理の確認をした日から十年間保存しなければならない。

3 第一項の修理及び修理の確認の記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第五十一条 法第六十八条の八第一項の規定による表示は、様式第十九号によるものとする。

2 登録修理業者は、法第六十八条の八第三項の規定により修理した特定端末機器に付されている表示と同一の表示を付するときは、当該付されている表示が、様式第七号による表示である場合にあつては同様式注1から注3まで、様式第十四号による表示である場合にあつては同様式注1から注3までによらなければならない。

(廃止の届出)

第五十二条 登録修理業者は、法第六十八条の十第一項の届出をしようとするときは、様式第二十号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(公表)

第五十三条 総務大臣は、法第六十八条の三第一項の登録若しくは法第六十八条の六第一項の規定による変更登録をしたとき又は登録修理業者から法第六十八条の六第四項の規定による変更の届出があつたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 氏名又は名称
 - 二 事務所名称及び所在地
 - 三 登録若しくは変更登録をした年月日又は登録修理業者が変更をした年月日
 - 四 登録番号
 - 五 登録若しくは変更登録又は登録修理業者が変更をした修理する特定端末機器の範囲及び修理の箇所
- 2 総務大臣は、登録修理業者から法第六十八条の十第一項の届出があつたとき又は法第六十八条の十一の規定による登録の取消しをしたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。
- 一 氏名又は名称
 - 二 事務所名称及び所在地
 - 三 登録の年月日

四 登録番号

五 事業を廃止し、又は登録を取り消した年月日

3 前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行うものとする。

第六章 雑則

(総務大臣に提出する書類の作成等)

第五十四条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類(技術基準適合自己確認に係る確認方法書を除く)は、日本語で作成するものとする。

2 第五章の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する書類は、当該書類の記載事項の全てを記録した電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。

附則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号。以下「改正法」という)の施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(以下「旧規則」という)第二十号の規定により提出されている申請書は、この省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成十六年総務省令第十五号。以下「新規則」という)第十六条の規定により提出された届出書とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧規則第十五条の規定により認定員として選任の届出がされている者であつて同規則第十三条第五号の同条第一号から第四号までに掲げる者のいづれかと同等以上の知識及び経験を有すると認められた者は、平成十九年九月十日までは、改正法による改正後の法(以下「新法」という)別表第一に掲げる条件に適合する知識経験を有するものとみなす。

4 この省令の施行の際現にされている旧規則第四条の認定又は第九条の認証の申請に係る審査については、なお従前の例による。

5 この省令の施行の際現に改正法による改正前の法の規定により認可を受けている業務規程は、この省令の施行の日から起算して六月を経

過する日(その期間内に新法第七十一条の四(同法第七十二条の二において準用する場合を含む)の届出があつた場合は、当該届出があつた日)までは、同条の規定により届け出た業務規程とみなす。

6 この省令の施行前に旧規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、この省令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

7 旧規則の別表第五号で定める表示は、新規則の様式第七号で定める表示とみなす。

附則(平成一六年三月二二日総務省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則(平成一七年三月三十一日総務省令第六五号)

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則(平成二〇年一月二八日総務省令第一二六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附則(平成二二年四月二八日総務省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二二年一〇月二五日総務省令第九二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(以下「旧規則」という)第三条第一項第四号に掲げる端末機器に係る表示は、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(以下「新規則」という)第三条第一項第一号に掲げる端末機器に係る法第五十三条の端末機器技術基準適合認定

若しくは法第五十六条の設計認証の求めの審査又は法第六十三条の技術基準適合自己確認の届出については、この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間、新規則の規定にかかわらず、なお旧規則第三条第一項第四号に掲げる端末機器に係る規定により行うことができる。この場合において、端末機器に付する表示は、なお従前の例による。

附則(平成二五年三月二八日総務省令第三二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第三条第一項第一号に掲げる端末機器に係る表示は、なお従前の例による。

附則(平成二六年八月一四日総務省令第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二六年九月一日)から施行する。

附則(平成二六年一月二七日総務省令第八九号)

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二六年十二月一日)から施行する。

附則(平成二七年二月二七日総務省令第九号)

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

附則(平成二九年九月二〇日総務省令第六四号)

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則(平成二九年九月二〇日総務省令第六四号)

(経過措置)

2 この省令の施行前に電気通信事業法第八十七条第一項第二号の較正又は校正(以下「較正等」という)を受けたこの省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第五条の二の測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に較正等を受ける日までは、この省令による改正後の端末機器の

技術基準適合認定等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成三〇年七月二四日総務省令第四九号）抄

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行する。

附則（平成三一年二月八日総務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月一四日総務省令第五号）抄

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年一月一九日総務省令第一〇三号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日総務省令第三一号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一号 技術基準適合認定のための審査（第八号、第八号、第二十五条及び第二十七条関係）

技術基準適合認定のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 設計の審査

技術基準適合認定の求めに係る端末機器（以下「申込機器」という。）の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要を説明した資料、外観、構造及び寸法を記載した外観図、接続系統図、ブロック図並びに機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料により、設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

二 試験

申込機器について、技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以

上の方法により試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。または、次の（一）及び（二）に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の（一）及び（二）に適合することを示す書類が提出された場合は、当該申込機器の提出を要しないものとし、試験に代えて当該試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の（一）及び（二）に適合することを示す書類等により適合性の審査を行うものとする。

（一）法第八十七条第一号第二号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。

（二）技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。

別表第二号 設計認証のための審査（第五条、第十九条及び第三十五条関係）

第十九条及び第三十五条の設計認証のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 設計の審査

別表第一号一の規定は、設計認証の求めに係る端末機器の設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う場合について準用する。この場合において、「技術基準適合認定の求めに係る端末機器（以下「申込機器」という。）とあるのは、「設計認証の求めに係る端末機器」と読み替えるものとする。

二 試験

別表第一号二の規定は、設計認証の求めに係る設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の端末機器の審査又は当該一の端末機器の試験結果を記載した書類の審査について準用する。この場合において、「申込機器」とあるのは、「設計認証の求めに係る端末機器」と、当該「申込機器」とあるのは、「当該設計認証の求めに係る端末機器」と読み替えるものとする。

三 確認の方法の審査

設計認証に係る確認方法書（端末機器がその設計に合致することの確認の方法に係る別表第三号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書類又はこれに類するものであつ

て、端末機器の取扱いに係る工場等の全部が別表第三号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして登録認定機関が認める書類をいう。以下同じ。）及び設計認証の求めに係る設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の端末機器により、設計認証の求めに係る設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができると認められることを確保する。ただし、二において準用する別表第一号二の規定により当該一の端末機器が提出されなかった場合は、当該設計認証に係る確認方法書及び試験結果を記載した書類等により審査を行うことができる。

別表第三号 設計認証に係る確認方法書の記載事項（第十九条及び第三十五条関係）

設計認証に係る確認方法書の記載事項は、次表に掲げる事項その他必要な事項とする。

事項	記載内容
一 組織並法第五十七条第一項の義務（以下「設計者に管致義務」という。）を履行するた	責任及び証するための組織並びに管理責任者の権限 責任及び権限の分担が明確にされていること
二 設計合致義務を履行するために必要な	致義務端末機器の取扱いにおける管理方法に履行関する規程が具体的かつ体系的に文書するたとして整備され、それに基づき設計合致義務が適切に履行されること
三 端末機器設計合致義務を履行するために必要な	器の検閲規程の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われること
四 測定器	端末機器の検査に必要な測定器等の管理に
五 その他	その他設計合致義務を履行するために必要な事項

別表第四号 技術基準適合自己確認の検証の方法（第四十一条関係）

第四十一条第一項の技術基準適合自己確認の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 設計の検証

別表第一号一の規定は、技術基準適合自己確認に係る特定端末機器（以下「確認機器」という。）の設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う場合について準用する。この場合において、「技術基準適合認定の求めに係る端末機器（以下「申込機器」という。）とあるのは、「技術基準適合自己確認に係る確認機器」と読み替えるものとする。

二 試験

確認機器について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。

（一）別表第一号二（一）及び（二）の規定は、確認機器の検証について準用する。

（二）試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

ア 別表第一号二に定める試験の方法と同じ方法によって試験が行われること

イ その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

（三）試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該委託した試験の結果が（二）の取決めに従って適正に得られたものであることを検証しなければならぬ。

三 確認の方法の検証

技術基準適合自己確認に係る確認方法書（特定端末機器がその設計に合致することの確認の方法に係る別表第五号に定める事項を記載した書類又はこれに類するものであつて、特定端末機器の製造又は輸入に係る工場等の全部が別表第五号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして自ら確認する書類をいう。以下同じ。）を作成し、当該技術基準適合自己確認に係る確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る設計に基づき一の特定端末機器により、技術基準適合自己確認に係る設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に

合致するものとなることを確保することができるかどうかについて検証を行う。

別表第五号 技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項(第四十一条関係)

別表第三号の規定は、技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項について準用する。この場合において、同表中「法第五十七号第一項」とあるのは「法第六十四条第一項」と、「端末機器」とあるのは「特定端末機器」と、「取扱い」とあるのは「製造又は輸入」と読み替えるものとする。

別表第六号 修理の確認の手順(第四十五条第二項第五号及び第四項関係)

修理の確認を要する特定端末機器(以下この表において「確認する機器」という。)について、次のとおり試験を行い、技術基準に適合することを検証する。

一 別表第一号二の規定を確認する機器の試験の検証について準用する。この場合において、同二中「申込機器」とあるのは「修理の確認を要する特定端末機器」と読み替えるものとする。

二 試験は、別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。))以内のものに限る。)を使用して行う。

三 確認する機器の試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。

- (1) 別表第一号ニに定める試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項
(2) 別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条

の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。))以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

Table with 2 columns: Confirmation items (記載内容) and Management system (別表第七号 修理体制、管理体制等の管理(第四十五条第三項第一号関係)).

Table with 2 columns: Confirmation items (記載内容) and Management system (別表第七号 修理体制、管理体制等の管理(第四十五条第三項第一号関係)).

様式第1号(第五条、第六条及び第25条関係)

Form for repair confirmation, including fields for manufacturer name, model number, and repair details, followed by a list of 7 conditions for repair confirmation.

この特許権の権利の範囲を定めるものとする。なお、特許権の権利の範囲を定めるものとするときは、特許権の権利の範囲を定めるものとする。

係) 様式第2号 (第5条、第11条及び第25条関係)

様式第2号 (第5条、第11条及び第25条関係) (特許権の権利の範囲を定めるものとする)

特許権者 (発明者の氏名)

発明の名称 (発明の名称)

- 1. 発明者
- 2. 特許権者
- 3. 発明の名称
- 4. 特許権

特許権	特許権の権利の範囲
特許権	
特許権	
特許権	
特許権	

本条の各号及び第25条の規定により、特許権の権利の範囲を定めるものとする。

- 特許権者
- 特許権の権利の範囲を定めるものとする。

係) 様式第3号 (第5条及び第25条関係)

様式第3号 (第5条及び第25条関係) (特許権の権利の範囲を定めるものとする)

特許権者 (発明者の氏名)

発明の名称 (発明の名称)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

係) 様式第4号 (第7条及び第26条関係)

様式第4号 (第7条及び第26条関係) (特許権の権利の範囲を定めるものとする)

特許権者 (発明者の氏名)

発明の名称 (発明の名称)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

特許権の権利の範囲 (特許権の権利の範囲)

様式第5号（第8条、第19条、第27条及び第35条関係）

様式第5号（第8条、第19条、第27条及び第35条関係）（平成26年9月10日現在）
 一般職業訓練実施計画等報告書

訓練年度 年 月 日
 報告者
 法人 業種
 所在地（〒）
 代表者の氏名
 電話番号
 電報掛番

報告書の作成
 課長（主任）
 課長補佐
 主任技師
 主任技師
 主任技師
 主任技師
 主任技師

電気設備事業等
 課長（主任）
 課長補佐
 主任技師
 主任技師
 主任技師
 主任技師
 主任技師

1 電気設備の技術標準等に関する事項

電気設備の技術標準等に関する事項

技術標準等	技術標準等	技術標準等	技術標準等	技術標準等
電気設備の技術標準等	電気設備の技術標準等	電気設備の技術標準等	電気設備の技術標準等	電気設備の技術標準等
技術標準等	技術標準等	技術標準等	技術標準等	技術標準等

2 電気設備の設計図面

設計図面の作成
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者
 設計者

様式第6号（第8条、第19条、第27条及び第35条関係）

様式第6号（第8条、第19条、第27条及び第35条関係）（平成26年9月10日現在）
 電気又は名称変更申請書

訓練年度 年 月 日
 報告者
 法人 業種
 所在地（〒）
 代表者の氏名
 電話番号
 電報掛番

報告書の作成
 課長（主任）
 課長補佐
 主任技師
 主任技師
 主任技師
 主任技師
 主任技師

電気設備の技術標準等に関する事項

電気設備の技術標準等に関する事項

1 変更の事項

2 変更の理由

3 変更の内容及び、検討すること。

4 変更の内容及び、検討すること。

5 変更の内容及び、検討すること。

6 変更の内容及び、検討すること。

様式第7号（第10条、第24条、第29条及び第35条関係）

様式第7号（第10条、第24条、第29条及び第35条関係）（平成26年9月10日現在）
 電気設備の設計図面

図1 基本図面

図2 図面等

図3 図面等

図4 図面等

図5 図面等

図6 図面等

図7 図面等

図1 図面等	図2 図面等
図3 図面等	図4 図面等
図5 図面等	図6 図面等
図7 図面等	図8 図面等

五 第3条第3項第5号に該当する電気設備	C
六 第3条第3項第6号に該当する電気設備	D

様式第8号（第11条及び第23条関係）

様式第8号（第11条及び第23条関係）（平成26年4月1日現在適用）
 株式会社 〇〇株式会社
 届出（報告）提出書
 年 月 日

届出大目 録

届出番号
 届 出
 （法分号）
 氏 名（個人にあっては、専ら及
 び代表者の氏名）
 電話番号
 登録番号

電気通信事業法 第103条第1項
 第103条第2項において準用する同項第4号各号
 の規定による
 届 出 事項（理由）を述べ、下記のとおり届け出ます。

記

- 届出（報告）した役員（監事等）の氏名及び役職を届出た届出書にあっては、その届出 役員等が 役員等として登記簿に記載された届出事項 本行の業務執行の権限の有無
- 届出（報告）の理由
- 届出（報告）した年月日
- 届出（報告）した役員（監事等）の氏名、届出（報告）届出及び届出（報告）後を併記して記載すること。
- 変更の内容及び、届出するもの。
- この関係の大きき日、日本業務執行に定める人員を記載すること。

様式第9号（第13条、第23条、第31条及び第39条関係）

様式第9号（第13条、第23条、第31条及び第39条関係）（平成26年4月1日現在適用）
 株式会社 〇〇株式会社
 取締役の届出書
 年 月 日

届出大目 録

届出番号
 届 出
 （法分号）
 氏 名（個人にあっては、専ら及
 び代表者の氏名）
 電話番号
 登録番号

電気通信事業法 第103条第1項
 第103条第2項において準用する同項第4号各号
 の規定による
 届 出 事項（理由）を述べ、下記のとおり届け出ます。

記

- 届出（報告）した役員（監事等）の氏名及び役職を届出た届出書にあっては、その届出 役員等が 役員等として登記簿に記載された届出事項 本行の業務執行の権限の有無
- 届出（報告）の理由
- 届出（報告）した年月日
- 届出（報告）した役員（監事等）の氏名、届出（報告）届出及び届出（報告）後を併記して記載すること。
- 変更の内容及び、届出するもの。
- この関係の大きき日、日本業務執行に定める人員を記載すること。

様式第10号（第13条、第23条、第31条及び第39条関係）

様式第10号（第13条、第23条、第31条及び第39条関係）（平成26年4月1日現在適用）
 株式会社 〇〇株式会社
 取締役の届出書
 年 月 日

届出大目 録

届出番号
 届 出
 （法分号）
 氏 名（個人にあっては、専ら及
 び代表者の氏名）
 電話番号
 登録番号

電気通信事業法 第103条第1項
 第103条第2項において準用する同項第4号各号
 の規定による
 届 出 事項（理由）を述べ、下記のとおり届け出ます。

記

- 変更しようとする事項
- 変更しようとする年月日
- 変更の理由
- 変更しようとする事項は、変更届及び変更届を併記して記載すること。
- 変更の内容及び、届出すること。
- この関係の大きき日、日本業務執行に定める人員を記載すること。

様式第11号（第16条、第23条、第31条及び第39条関係）

様式第11号（第16条、第23条、第31条及び第39条関係）（平成26年4月1日現在適用）
 株式会社 〇〇株式会社
 取締役の届出（報告）の届出書
 年 月 日

届出大目 録

届出番号
 届 出
 （法分号）
 氏 名（個人にあっては、専ら及
 び代表者の氏名）
 電話番号
 登録番号

電気通信事業法 第103条第1項
 第103条第2項において準用する同項第4号各号
 の規定による
 届 出 事項（理由）を述べ、下記のとおり届け出ます。

記

- 届出（報告）しようとする 役員等が 役員等として登記簿に記載された届出事項 本行の業務執行の権限の有無
- 届出（報告）した 役員等が 役員等として登記簿に記載された届出事項 本行の業務執行の権限の有無
- 届出（報告）の理由
- 変更の内容及び、届出すること。
- この関係の大きき日、日本業務執行に定める人員を記載すること。

様式第十八号（第49条関係）（印刷用）※印刷用紙に用紙番号「49」を記載する。

宛先住所
年 月 日

郵便番号
〒
（市区町村）
番 号（個人にあっては、名称及び代表者
の氏名）
電話番号
電話番号及び電報掛札

電報送付事業法第6条の4第4項の規定により、下記の住所が届け出ます。
記

- 1 実居した事項
 - 2 実居した年月日
 - 3 実居の理由
- 注1 実居した年月日等の事項は、変更後及び変更後を待たず変更すること。
注2 この項後の文字は、日本郵政公社の定める用紙に記載すること。

様式第十九号（第51条関係）（印刷用）※印刷用紙に用紙番号「51」を記載する。

届出住所、届出郵便番号（郵便局の届出住所と届出郵便番号（〒及び市区町村番号）を併せて記入。「登録郵便」の文字は横線で付記したものを示す。

登録郵便番号 〒
注1 文字の大小を区別し、縦横を区別して記入すること。
注2 特例は、登録郵便番号に含めず記入すること。
注3 色紙は、適宜とする。ただし、表示を容易に認むべきことができるものであ
ること。

様式第二十号（第52条関係）（印刷用）※印刷用紙に用紙番号「52」を記載する。

届出住所
年 月 日

郵便番号
〒
（市区町村）
番 号（個人にあっては、名称及び代表者
の氏名）
電話番号
電話番号

電報送付事業法第6条の4第4項の規定により登録住所を届出したので、
下記の住所が届け出ます。
記

- 届出住所
年 月 日
- 注 この項後の文字は、日本郵政公社の定める用紙に記載すること。